

# 日光市立地適正化計画に基づく届出制度について

都市再生特別措置法に基づく「日光市立地適正化計画」の公表・運用により、

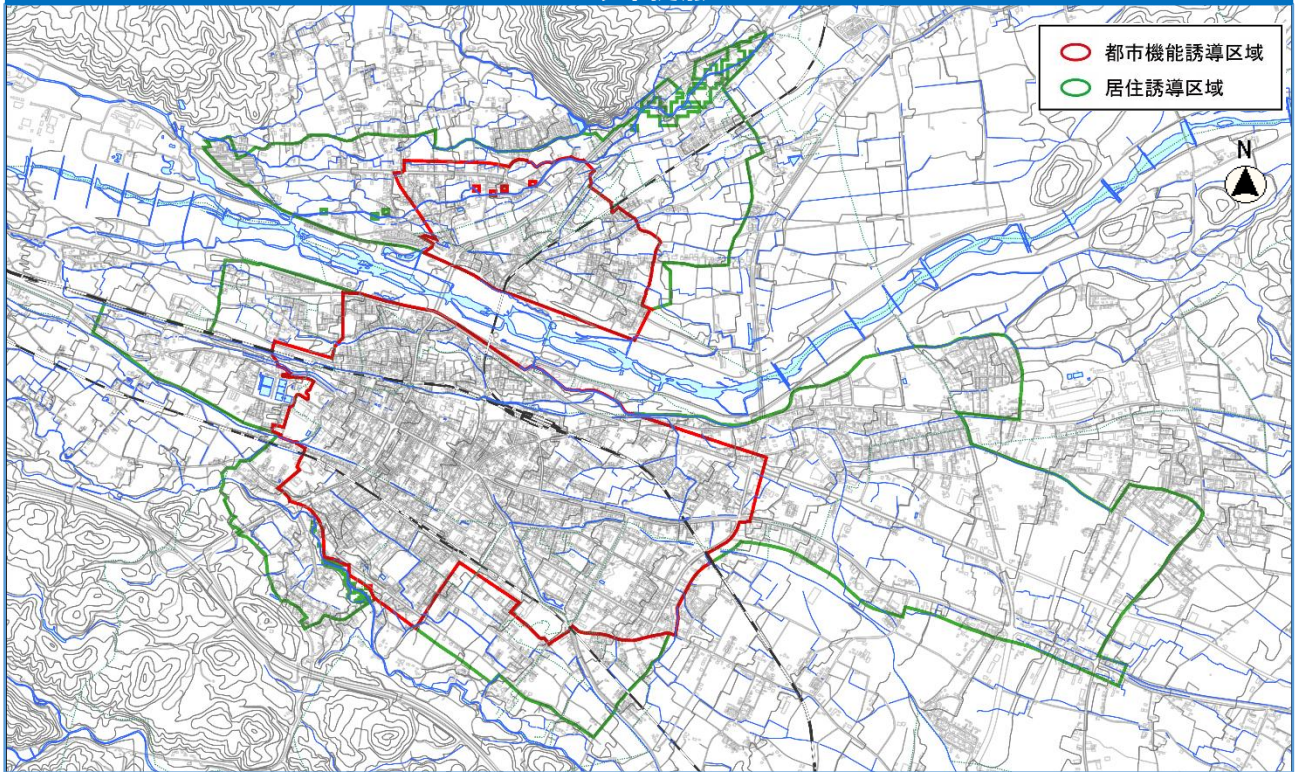
- 都市機能誘導区域外における誘導施設の建築等
- 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止
- 居住誘導区域外における一定規模の住宅の建築等 については、  
工事着手等の30日前までに届出が必要となります

日光市では都市再生特別措置法に基づく「日光市立地適正化計画」を策定・運用しております。人口減少が見込まれる中であっても市街地の人口密度や機能を維持し、暮らしやすく活力ある持続可能なまちを目指すもので、対象となる誘導区域や誘導施設を定めています。

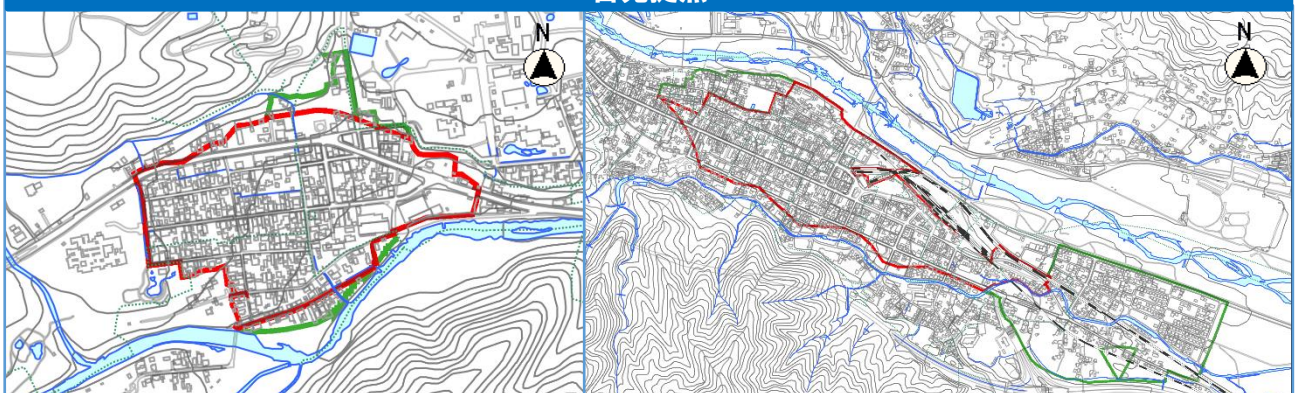
つきましては、誘導区域内外での一定の行為について法律に基づく「届出制度」を実施しておりますので、その概要をお知らせします。

## 対象となる区域（都市機能誘導区域・居住誘導区域）

今市拠点



日光拠点








\*区域の詳細は都市計画課の窓口もしくはホームページにて確認してください

# 届出制度

居住や都市機能の立地に関する下記の行為を行う場合には、着手する日の30日前までに市長へ届出を行う必要があります。届け出の内容を踏まえ、必要に応じて助言（規模縮小や誘導区域内への立地等）やあっせん（誘導区域内の支援策等）を行う場合があります。また、届出を怠った場合や虚偽の届出を行った場合には罰則規定があります。

## 居住誘導区外：住宅に係る開発行為・建築等行為の届出

<p><b>開発行為</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</li> <li>・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が1,000m<sup>2</sup>以上のもの</li> </ul> <p><b>例示</b> 3戸の開発行為</p> <p>届 </p> <p><b>例示</b> 1,300m<sup>2</sup>：1戸の開発行為</p> <p>届 </p> <p><b>例示</b> 800m<sup>2</sup>：2戸の開発行為</p> <p>不要 </p>
<p><b>建築等行為</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合</li> <li>・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合</li> </ul> <p><b>例示</b> 3戸の建築行為</p> <p>届 </p> <p><b>例示</b> 1戸の建築行為</p> <p>不要 </p>

## 都市機能誘導区外：誘導施設に係る開発行為・建築等行為の届出

<p><b>開発行為</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為</li> </ul>
<p><b>建築等行為</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘導施設を有する建築物を新築する行為</li> <li>・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合</li> </ul>

## 都市機能誘導区内：誘導施設の休廃止の届出

<p><b>休廃止</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘導施設を休止又は廃止する場合</li> </ul>
-------------------	---

## 都市機能誘導区域外：誘導施設に係る開発行為・建築等行為の届出

届出は、下表の行為に着手する**30日前**までに、所定の届出書と添付書類をご提出ください。

### 《届出の様式・添付図書》

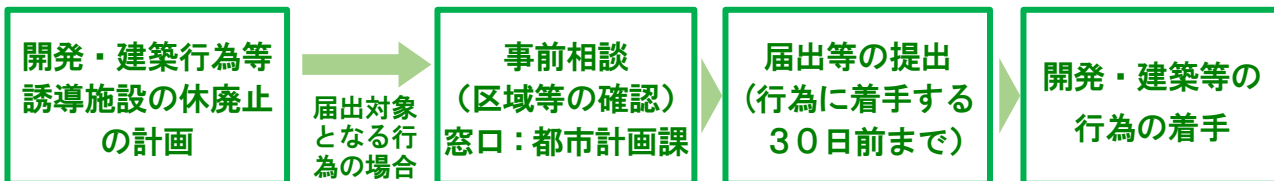
行為の対象区域・種類		届出書様式	添付図書（*）					
			位置図	設計図	配置図	立面図	平面図	その他
居住誘導区域に関するもの	開発行為	様式1	○	○				
	建築等行為	様式2	○		○	○	○	○
	変更	様式3	○	○	○	○	○	○
都市機能誘導区域に関するもの	開発行為	様式4	○	○				○
	建築等行為	様式5	○		○	○	○	○
	変更	様式6	○	○	○	○	○	○
	休止・廃止	様式7	○					○

**\* 添付図書**

- 位置図：縮尺1/1,000以上 行為を行う土地の区域並びに区域内及び周辺の公共施設を表示。
- 設計図：縮尺1/100以上 開発行為の内容がわかる図面。
- 配置図：縮尺1/100以上 敷地内における建築物の位置を表示する図面。
- 立面図：縮尺1/50以上 建築物の2面以上の立面図。
- 平面図：縮尺1/50以上 建築物各階の平面図。
- その他：その他参考となる事項を記載した図書。

なお、「休止・廃止」の場合は、休止・廃止の決定に係る図書、都市機能の用途及び面積がわかる書類等。

## 届出の流れ



届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、都市再生特別措置法に基づく罰則規定があります。

## 対象となる施設（都市機能誘導区域）

都市機能誘導区域においては、生活サービスとして必要な「誘導施設」を設定します。  
各拠点の人口規模や現在の都市機能集積状況などを踏まえ、「維持・充実を図る施設」「新規誘導を図る施設」に分けて誘導施設を設定します。

●：維持・充実を図る    ○：新規誘導を図る    —：誘導施設に設定しない

機能	誘導施設 (集約施設)	都市機能誘導 区域		定義
		今市 地域	日光 地域	
行政	市役所(本庁・支所)	●	●	地方自治法第4条第1項、第155条第1項に規定する施設
福祉	保健福祉センター	●	—	日光市今市保健福祉センター条例に規定する施設
	入所系施設(サービス付き高齢者住宅等)	●	○	主に高齢者を対象とする老人ホーム・共同住宅・寄宿舎
子育て	地域子育て支援センター	●	—	日光市地域子育て支援センター条例に規定する施設
	保育園	●	○	児童福祉法第39条第1項に規定する施設
	認定こども園	●	○	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する施設
	幼稚園	●	○	学校教育法第1条に規定する施設
商業	大規模小売店舗 (1,000㎡以上)	●	—	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設
	スーパーマーケット	●	○	店舗面積300㎡以上で、食品衛生法の規定による営業許可が必要な生鮮品等を販売する商業施設
医療	病院	●	—	栃木県が指定する救急医療体制に規定する病院
	医院・診療所等	●	●	医療法第1条の5第2項に規定する施設
金融	銀行・信用金庫等	●	●	銀行法第2条に規定する施設
教育・文化	文化会館	●	—	日光市文化会館条例に規定する施設
	高等学校	●	—	学校教育法第1条に規定する施設
	図書館	●	●	日光市図書館条例に規定する施設

お問い合わせは下記よりお願いします。

日光市 建設部 都市計画課 都市計画係

電話 (0288) 21-5102 (直通)

FAX (0288) 21-5176

電子申請フォーム

<https://logoform.jp/form/city-nikko/1103968>

